

事業者の退職金 小規模企業共済制度

事業者の方への安心をご提案!!



小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金を、あらかじめ準備しておく共済制度で、いわば〈経営者の退職金制度〉といえるものです。

制度の特色

- 1. 掛金は全額所得控除**
掛金は、税法上全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。(1年以内の前納掛金も同様に控除できます。)
- 2. 共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い**
共済金は、税法上、一時払共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。
- 3. 共済金は一括払、分割払又は一括払と分割払の併用**
共済金の受取りは、一括払、分割払又は一括払と分割払の併用が選択できます。
(ただし、分割払又は一括払と分割払の併用の場合は一定の要件が必要です。)
- 4. 貸付制度**
加入者(一定の資格者)の方は、納付した掛金総額の範囲内で事業資金等の貸付け(一般貸付け・傷病災害時貸付け・創業転業時貸付け・新規事業展開等貸付け・福祉対応貸付け・緊急経営安定貸付け)が受けられます。

加入できる方

- 常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の個人事業主および会社の役員

- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員

毎月の掛金

- 毎月の掛金は、1,000円～70,000円(500円刻み)までの範囲内でご加入後、増減額できます。

共済事由及び基本共済金等の額

※掛金月額10,000円の場合

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共済事由等
掛金合計額	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円	3,600,000円	
共済金 A	621,400円	1,290,600円	2,011,000円	2,786,400円	4,348,000円	● 事業をやめたとき(個人事業主の死亡・会社等の解散を含みます。) ※配偶者、子への譲渡及び現物出資により個人事業を会社へ組織変更した場合を除きます。
共済金 B	614,600円	1,260,800円	1,940,400円	2,658,800円	4,211,800円	● 会社等の役員の疾病、負傷または死亡による退職(任意または任期満了による退職を除きます。) ● 老齢給付(年齢が65歳以上で、掛金を15年以上納付した方は請求することによりお受け取りいただけます。なお、老齢給付として受け取らずに、共済契約を継続することもできます。)
準共済金	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,419,500円	3,832,740円	● 会社等の役員の任意または任期満了による退職 ● 配偶者、子への事業譲渡 ● 現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員にならなかったとき
解約手当金	● 掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額が受け取れます。 掛金納付月数が240ヶ月(20年)未満での受取額は掛金合計額を下回ります。					● 任意解約 ● 掛金を12ヶ月分以上滞納したとき ● 現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員になったとき (なお、この場合において小規模企業者でないときは、準共済事由となります。)